

奈良市放課後児童健全育成事業施設おやつ提供事業実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、本市が設置する放課後児童健全育成事業施設（以下「バンビーホーム」という。）に通所する児童におやつを提供し、もって児童の健全育成の増進に寄与することを目的として実施する、バンビーホームにおけるおやつ提供事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

(対象児童)

第2条 事業によりおやつの提供を受けることができる者（以下「対象児童」という。）は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例（平成15年奈良市条例第9号。以下「条例」という。）第4条第1項の承認を受け、当該バンビーホームに通所している児童とする。ただし、本要領の制定以前からバンビーホームに通所していた児童については、奈良市放課後児童健全育成事業施設おやつ提供事業利用申請書（別記第1号様式）を提出した翌月から対象児童となるものとする。

2 対象児童の内、各月の末日までに通所するバンビーホームに対し、奈良市放課後児童健全育成事業施設おやつ提供中止届（別記第2号様式）を提出した者については、翌月より対象児童から除外する。

(実施日)

第3条 対象児童へのおやつの提供は、次に掲げる日（奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則（平成24年奈良市教育委員会規則第3号）第2条第2項に規定する休所日を除く。）（以下「実施日」という。）に実施する。

- (1) 奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）第4条第1項第3号から第5号までに規定する休業日
- (2) その他教育委員会が定める日

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする対象児童の保護者（以下「保護者」という。）は、奈良市放課後児童健全育成事業施設おやつ提供事業利用申請書（別記第1号様式）により教育長に申請しなければならない。

(利用料及び徴収)

第5条 おやつ代は、対象児童1人につき月額1,500円とし、月の出席日数にかかわらず定額とする。

2 保護者は、当該月分を当月26日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)までに、おやつ代を市が発行する実費納入通知書により一括して支払わなければならない。

(おやつ提供の停止)

第6条 保護者が第5条第2項に規定するおやつ代の納付期限を徒過して1箇月以上利用料の支払を滞納した場合、教育委員会は、当該滞納に係る児童を、おやつ代の納付期限から1箇月を経過した日の属する月以後、対象児童から除外することができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月25日から施行する。